

## 足寄町定住促進住宅建設補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、足寄町の定住人口の確保と地域経済の活性化を図るため、足寄町内に定住する目的で、町内建設業者の施工で住宅を新築するものを奨励する措置を講ずることにより、町の活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 足寄町の住民基本台帳又は外国人登録原票に登録され、かつ、その生活基盤を専ら町内に置き、自ら所有する住宅に足寄町の町民として10年以上居住することをいう。
- (2) 住宅 足寄町内において専ら人の居住の用に供する家屋で、自ら居住するため所有するものをいう。ただし、併用住宅にあつては、居住部分の面積割合が2分の1以上とする。
- (3) 新築 新たに住宅を建築することをいい、居住部分の床面積が50㎡以上で、かつ建築に係る費用（用地取得費を除く。）が500万円以上の新たな住宅を建てることをいう。
- (4) 町内建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とするもので、法人にあつては町内に本店を有し、個人にあつては町内に主たる事業所を有するものをいう。
- (5) 町税等 町（市・区・村）民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、住宅料、水道料金及びその他町（市・区・村）に対して納付義務が生ずるものをいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、平成23年5月1日以降に町内建設業者と工事請負契約を締結し住宅を新築するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象から除く。

- (1) 住宅の建設に関し、移転補償又は他の制度による補助を受けるもの
- (2) 自己及び世帯員が町税等を滞納しているもの
- (3) この要綱の規定による補助金の交付を受けているもの
- (4) その他町長が適当でないと認めるもの

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は100万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、工事請負契約を締結した日から起算して1ヶ月以内に、足寄町定住促進住宅建設補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 町税等の納入状況及び住民登録状況等確同意書(第2号様式)
- (2) 申請日から遡って1年以内に足寄町に転入してきたものにあつては、転入前の市町村の町税等(市区町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料))の納入が確認できる書類
- (3) 定住誓約書(第3号様式)
- (4) 付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の写し又は建築工事届の写し
- (7) 代表申請者選任届(共有住宅の場合:第4号様式)
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、足寄町定住促進住宅建設補助金交付(不交付)決定通知書(第5号様式)により申請者に通知する。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けたもの(以下「交付決定者」という。)は、住宅に入居後速やかに足寄町定住促進住宅建設補助金交付請求書(第6号様式)に次の書類を添えて町長に請求しなければならない。

- (1) 住民票謄本
- (2) 建物の登記事項証明書の写し、建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し、又は建築証明書のいずれか
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の取消)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた者が、補助金の交付を受けた日から10年未満で町外に転出し、若しくは町内転居したとき、又はその住宅を譲渡し、若しくは貸し付けたとき。
- (3) 法令等に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じるときは、足寄町定住促進住宅建設補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により交付決定者に通知する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成23年5月1日から適用する。
- 2 この要綱による第5条の規定は、公布日以降に住宅を新築しようとするものに対して適用し、同日以前に住宅の新築に着手したものは、この規定は適用しない。